

# 第7回米子市国民健康保険運営協議会

## 諮問に関する説明資料

## 【 諮 問 】

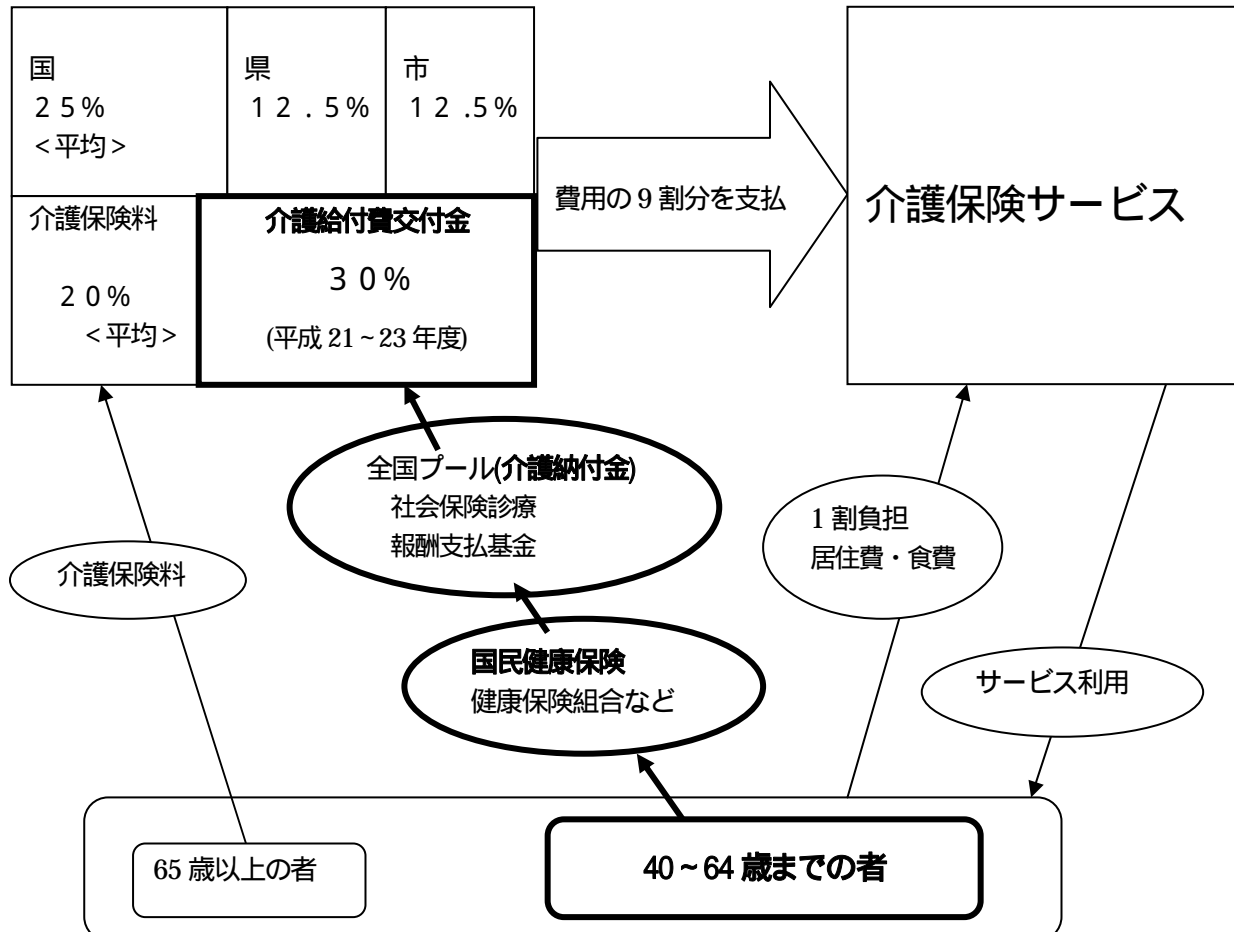
国民健康保険料の介護納付金賦課額に係る賦課限度額を10万円とする。

米子市国民健康保険に加入している40歳から64歳までの方は、医療保険に相当する「基礎賦課額」、後期高齢者医療制度を支援する「後期高齢者支援分」のほか、介護保険の第2号被保険者として介護納付金にかかる保険料が賦課されます。

平成21年度は3年に一度の介護報酬改定に当たり、3%のプラス改定が行われる予定ですが、改定増による給付費増加分については、一部国が負担すること、また、介護保険第2号被保険者に賦課されます「介護納付金分」の割合が31%から30%に減少すること、併せて、平成21年度の米子市国民健康保険料介護納付金の支払額の見込みが、前年度と比較し約2,900万円減額となり、現行の料率で賄える見込みであるため、20年度の料率に据え置くこととしますが、賦課限度額については、賦課限度額に達する世帯の割合が4%台とするという方針から、国民健康保険法施行令が、現行の9万円を10万円に改正される予定です。(公布は、平成21年2月13日の予定)

については、賦課限度額を抑えることは、昨今の医療費の増高の中、中低所得者層に負担を強いる結果となることから、政令どおり米子市国民健康保険条例の賦課限度額について改定するため、国民健康保険運営協議会に諮問し、意見を伺った上で、改定しようとするものです。

## 介護保険制度の仕組み



## 国民健康保険料

$$1 \text{ 年間の保険料額} = \boxed{\text{基礎賦課額 (医療分)}} + \boxed{\text{後期高齢者支援金等賦課額}} + \boxed{\text{介護納付金賦課額}}$$

↑  
40～64歳までの被保険者のみ

### 介護納付金とは

介護保険制度の65歳以上の加入者(第1号被保険者)の保険料については、市町村ごとに設定され、原則年金から天引きされますが、40歳から64歳までの加入者(第2号被保険者)については、毎年度当初、国民健康保険を含む各医療保険者単位で、法令に基づき第2号被保険者見込数等を基礎として算定した介護納付金を保険料として徴収し、それを社会保険診療報酬支払基金に上納することになります。

そのように集められた介護納付金を全国の介護保険の保険者の各市町村に、介護給付費交付金として交付することになります。

社会保険診療報酬支払基金法により設立された**民間法人**

### 介護納付金納付額の状況・見込

年度	(a)介護納付金納付額 (b)+(c) (円)	(b)国・県支出金、一般会計繰入金 (円)	(c)保険料からの支出金額 (円)	(d)介護納付金分保険料収納額 (円)	差引 (d)-(c) (円)
19	730,590,299	424,635,810	305,954,489	294,211,313	11,743,176
20 (見込)	675,090,914	392,378,296	282,712,618	281,899,100	813,518
21 (見込)	646,195,050	375,583,358	270,611,692	306,687,636	36,075,944

### 国民健康保険料介護納付金賦課額の状況・見込

年度	(a)介護納付金賦課総額 (円)	(b)賦課限度超過額 (円)	(c)低所得者軽減額 (円)	(d)賦課額 (a)-(b)-(c) (円)	(e)収納見込額(収納率82%) (円) (d)×0.82	賦課限度超過世帯		介護世帯数	賦課限度額
						数	率		
20	408,606,508	49,400,145	41,036,680	318,169,683	260,899,140	593	5.09%	11,649	9万円
21 (見込)	438,672,329	45,596,212	44,676,560	348,399,557	285,687,636	505	4.39%	11,500	10万円
		51,248,339		342,747,430	281,052,892	638	5.56%		9万円

### 県内の介護納付金賦課の状況

	平成20年度				平成21年度
	所得割(%)	資産割(%)	均等割(円)	平等割(円)	
鳥取市	2.10	4.40	7,700	5,200	料率は改定せず、賦課限度額を10万円に改定予定
倉吉市	0.60	5.50	5,500	3,500	料率は改定せず、賦課限度額を10万円に改定予定
境港市	1.37	4.20	6,600	4,000	介護納付金の必要額が確保できないため、料率を改定し、賦課限度額も10万円に改定予定
米子市	1.95	9.60	9,200	4,800	料率は改定せず、賦課限度額を10万円に改定予定

## 国民健康保険料の保険料率

( ) は、旧淀江町の料率

区 分		平成19年度	平成20年度	平成21年度
基礎賦課額 (医療分)	所得割額(前年の総所得金額-33万円の)	8.1% (6.7%)	5.8% (4.8%)	変更なし
	資産割額(当該年度の土地・家屋の固定資産税額の)	26% (26.7%)	16.4% (16.9%)	変更なし
	被保険者均等割額 (被保険者1人につき)	28,500円 (25,500円)	20,500円 (18,500円)	変更なし
	世帯別平等割額 (1世帯につき)	27,000円 (21,600円)	19,500円 (15,600円)	変更なし
	賦課限度額	56万円	47万円	変更なし
後期高齢者 支援金等 賦課額	所得割額(前年の総所得金額-33万円の)	X	2.3% (1.9%)	変更なし
	資産割額(当該年度の土地・家屋の固定資産税額の)		9.6% (9.8%)	変更なし
	被保険者均等割額 (被保険者1人につき)		8,000円 (7,000円)	変更なし
	世帯別平等割額 (1世帯につき)		7,500円 (6,000円)	変更なし
	賦課限度額		12万円	変更なし
介護納付金 賦課額	所得割額(前年の総所得金額-33万円の)	1.95%	1.95%	変更なし
	資産割額(当該年度の土地・家屋の固定資産税額の)	9.6%	9.6%	変更なし
	被保険者均等割額 (被保険者1人につき)	9,200円	9,200円	変更なし
	世帯別平等割額 (1世帯につき)	4,800円	4,800円	変更なし
	賦課限度額	9万円	9万円	<b>10万円</b>